

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当院では、女性活躍推進法に基づき、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定しました。

記

1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 行動計画の目標

管理職における女性事務員 1 名以上を目差す。

4. 具体的な取組

1) 男性労働者中心であった職場への女性労働者の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与

① 規程に基づき、目標チャレンジ、役割達成度評価を推進し、職員の意識改革を図ると共に職務経験の付与を通じて監督職位、更には管理職への登用に繋げる。

② 職位者でない職員についても、院内外呼称の使用を認める等、その業務遂行を支援する。

2) 教育研修を通じた能力向上

OJT、OFF-JTを通じて管理職に求められるマネジメント能力や専門知識の向上を図る。

また、規程に基づき自己啓発費用を補助し、自己啓発、相互研鑽の気風を確立し、職員個々の資質・能力の向上を促進する。

以 上